

[事案 21-93] 保険料払込方法遡及変更請求

・平成 22 年 7 月 30 日 和解成立

< 事案の概要 >

営業担当者に照会したにもかかわらず、第 1 回保険料相当額のクレジットカード払いが可能である旨説明がなかったとして、クレジットカードによる保険料の払い直しと損害賠償を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 21 年 6 月、保険料を全期前納して終身保険に加入したが、契約申込みをする際、保険料のクレジットカードでの支払方法の有無を営業担当者に再三確認したが、クレジットカードによる支払方法があったにもかかわらず、営業担当者はクレジットカードによる支払いが可能であることの説明がなかったため、8 回にわたり預金を引き出し、現金(約 380 万円)で支払わざるを得なかった。営業担当者の誤った説明により、クレジットカードによる支払いができなかったことにより、以下の利益を失ってしまったので、損失の補償をして欲しい。

- (1) クレジットカードで支払えば得られるポイントを得られなかった。
- (2) クレジットカード払いであるならば、第 1 回保険料相当額を申込日ではなくクレジットカード利用代金の引落日に後払いすることができたことから、その期間の金利を失った。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 第 1 回保険料相当額の払込方法に関する説明は、保険契約を締結するに当たっての重要事項ではないから、その説明をすべき法的義務はない。
- (2) 後払いによるメリットは、あくまでクレジットカード取引上生じるものに過ぎず、当社が申し込みの勧誘に当たって関知し、予見しうる類のものでもないから、仮に、申立人の主張するような損害が生じているとしても、当社がその損害を賠償すべき責めを負う理由はない。また、保険契約上、当社には、保険契約者に対して、第 1 回保険料相当額の払い込み方法を選択し直す機会を付与すべき義務もない。
- (3) 申立人には、クレジットカード払いに関する記載のある「ご契約のしおり・約款」を渡ししており、申立人としてはクレジットカード払いが可能であることを認識し得る状態にあった。また、第 1 回保険料相当額は極めて高額で、通常、クレジットカード払いを想定できる範囲を超えているものであること等を考慮すると、かかる説明を口頭でしなかったとしても、ことさら営業上の配慮を欠いていたとはいえない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづいて審理を行い、裁定審査会としての見解を保険会社に伝えたところ、相手方会社から和解案の提示があった。

審査会において同和解案については審理した結果、妥当なものであると判断し、生命保険相談所規程第 41 条第 1 項にもとづき、当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。